

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

総務部財政局税務課

項 目	内 容	備 考
1 改正の趣旨 ・ 必要性等	<p>過疎地域自立促進特別措置法の改正に鑑み、過疎地域における事業税等の課税免除の対象業種について農林水産物等販売業の追加等を行う。</p> <hr/> <p>【必要性・背景】 道では、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）等に基づく減収補填措置の対象となる事業に係る道税について課税免除を行っているところであるが、過疎地域自立促進特別措置法が改正され、減収補填を受けられる業種に変更が生じたことから、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例に規定する課税免除の対象となる業種を改正する。</p>	
2 改正の内容	<p>事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除の対象業種から「情報通信技術利用事業」を除外し、「農林水産物等販売業」を新たに加える。</p>	<p>第7条、 第9条、 第10条</p>
3 施行期日	<p>公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</p>	